

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.041

処 分 名	建築協定の廃止の認可
処 分 の 概 要	建築協定を廃止しようとする場合においては、土地所有者権者の過半数の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 76 条第 1 項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため設定することはできません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/sumai/kenchikukyoutei.html

■ 建築基準法

(建築協定の廃止)

第七十六条 建築協定区域内の土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、第七十三条第一項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋